

## 記載例2 退職等の場合（残額を一括給与引できなかった場合）

受付印

### 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※「普通徴収」とは、異動後残税額を個人が直接納付する方法です。

◎異動があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

平成29年11月6日 熊本市長宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 熊本市中央区手取本町1-1 氏名又は名称 〇〇株式会社 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6	指定番号 900-123-45 宛名番号 15 担当者 課 総務課 氏名 肥後 椿 電話 (096) 328-1111				
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円	(イ) 徴収済額 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円	異動年月日 29.10.31	異動の事由 ① 退職 2. 転勤 3. 転職 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. その他	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続(給与差引継続) 2. 一括徴収(残額一括給与引) 3. 普通徴収(残額個人請求)	1月1日から退職時までの給与支払額(賞与を含む) 円 2,345,000 控除社会保険料額 円 345,600 退職手当の支払予定額 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	フリガナ クマモト ハナコ		氏名 熊本 花子 (旧姓)		異動後の住所 福岡市博多区 5555		勤続年数 年 月

税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記入してください。

該当する事由を○で囲んでください。

7. その他に該当する場合は「普通徴収を選択した理由」の4. その他理由欄に理由を必ず記入してください。

(内容によってはご連絡、又は切り替えできない場合があります。)

一括徴収 ◎退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

一括徴収	異動者印	一括徴収税額(ウ) 円	納付年月日 一括徴収した税額は月分と合わせて納入します 納入予定日 月 日	普通徴収を選択した理由 ① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の希望がないため。 ② 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与、退職金などの支払がないため。 ③ 死亡による退職であるため。 ④ その他、理由 ( )
------	------	-------------	---	---

転勤 新しい勤務先へは月割額 円 月分 から納入するよう連絡済です。

転勤先(特別徴収義務者)	フリガナ	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	-
	所在地	-	課	-
	フリガナ	転勤先の担当者	氏名	-
名称	担当者	電話	( )	-

◎連絡事項・要望等がございましたらご記入ください。

--